

宇部市・宇治市災害時相互応援協定書

宇治市と宇部市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係わる相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、災害を受けた市（以下「被災市」という。）が応急対策および復旧活動を円滑に遂行できるように、被災市の要請にこたえて、相互に応援、協力を行うために必要な事項を定めるものとする。

（連絡体制）

第2条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 救援及び応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及び斡旋
- (4) 応援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及び斡旋
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (7) ボランティアの調整等
- (8) ホームページの代理掲載などの災害時の情報発信協力
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

（応援要請の手続き）

第4条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、電話または電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被災の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数等
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第5条 協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 協定市は、前条の規定にかかわらず、いずれかの区域において激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、当該被災市外の協定市は、自らの判断に基づき自主応援活動を行うことができる。

3 自主応援活動を開始した場合は、被災市に応援の内容をできるだけ速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

2 被災市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援した協定市が一時繰替支弁するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成23年11月13日

宇治市長 久保田 勇

宇部市長 久保田 后子